

日医発第1614号（健Ⅰ）

令和5年12月14日

都道府県医師会
担当理事 殿

日本医師会
常任理事 細川 秀一
(公印省略)

石綿健康被害救済制度の周知と医療記録等の取扱いについて

標記につきまして、環境省大臣官房環境保健部環境保健企画管理課石綿健康被害対策室長から添付のとおり通知がありました。

石綿による健康被害を受けた方については、「石綿による健康被害の救済に関する法律」に基づく石綿健康被害救済制度により医療費等が支給されています。

石綿による健康被害を受けた方が被害者救済本制度へ申請をするに当たっては、申請者の罹患した疾病が石綿を吸入したことによる指定疾病（法に規定する中皮腫、肺がん、著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺及び著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚）であることを確認するため、申請者において医療記録等を提出することが必要とされています。石綿関連疾患は発症までの潜伏期間が非常に長期であることから、申請者が申請時に支障を生じることのないよう、可能な限り、医療記録等の長期保存についてご協力いただければ幸甚です。

つきましては、貴会会員ならびに貴会関係郡市区医師会へ、石綿健康被害救済制度について改めて周知するとともに、医療記録等の長期保存について、周知方ご高配を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

環企発第 2312052 号
令和 5 年 12 月 5 日

社団法人日本医師会
環境保健担当常任理事 殿

環境省大臣官房環境保健部
環境保健企画管理課石綿健康被害対策室長
(公 印 省 略)

石綿健康被害救済制度の周知等について

平素より、石綿健康被害救済制度の推進についてご配慮いただき御礼申し上げます。

石綿による健康被害を受けた方については、平成 18 年より「石綿による健康被害の救済に関する法律（平成 18 年法律第 4 号。以下「法」といいます。）」に基づく石綿健康被害救済制度（以下「本制度」といいます。）により医療費等を支給しています。

石綿の使用等は平成 18 年に全面禁止されましたが、石綿関連疾患は発症までの潜伏期間が非常に長期であり、本制度の申請件数も増加傾向にあることから、今後も石綿関連疾患を発症する方は増加する可能性があります。

石綿による健康被害を受けた方が本制度へ申請をするに当たっては、申請者の罹患した疾病が石綿を吸入したことによる指定疾病（法に規定する中皮腫、肺癌、著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺及び著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚をいいます。）であることを確認するため、申請者において医療記録等を提出することが必要とされています。

つきましては、都道府県医師会及び貴会会員各位に対して本制度を周知いただくとともに、申請者が申請時に支障を生じることのないよう、医療記録等が将来の本制度における申請資料になり得ることも考慮し、法定保管期限を経過した医療記録等であっても取扱いに留意することについて周知いただきますようお願いいたします。

知ってほしい、

健康被害救済制度のこと。
石綿（アスベスト）



アスベストによりこれらの病気にかかった方やご遺族は医療費などの救済給付が受けられます。 ※労災保険などの対象にならない場合

中皮腫

アスベストによる
肺がん

著しい呼吸機能障害を伴う
石綿肺

著しい呼吸機能障害を伴う
びまん性胸膜肥厚

アスベストによる病気は潜伏期間が長く、発症までに約40年かかる場合があります。

- アスベストが身近にありませんでしたか？
- 息切れ、胸の痛みなどの症状はありませんか？
- 中皮腫や肺がんで亡くなられたご家族はいませんか？



もしかして、と思ったら
まずお電話を。

アスベスト
石綿救済相談ダイヤル

電話
無料

さあはやく きゅうさい
0120-389-931

受付時間 10:00~17:00(土・日・祝・12/29~1/3を除く)



アスベストとは…

- 天然の極めて細い鉱物繊維で、熱や摩擦などに強く、丈夫で変化しにくい特性から、過去に大量に輸入され、さまざまな建築材料や工業製品に使用されてきました。
- 体内に吸い込むと肺の組織内に長い間滞留し、さまざまな病気を引き起こすことがあります。



(画像提供:国立科学博物館)

吸い込んだ可能性のある方

- 建設業などアスベスト製品を取り扱う仕事をしたことのある方、またそのご家族
(作業着などに付いたアスベストを、洗濯した家族が吸い込んだ可能性があります。)
- アスベストを取り扱っていた工場の近隣に住んでいた方



アスベストによる病気

アスベストによる病気は、潜伏期間が非常に長いことが特徴です。例えば、中皮腫の場合、その多くがアスベストを吸ってから40年前後という長い月日を経て発症するとされています。

中皮腫
(潜伏期間40年前後)

肺がん
(潜伏期間30～40年程度)

著しい呼吸機能障害を伴う
石綿肺
(潜伏期間10年以上)

著しい呼吸機能障害を伴う
びまん性胸膜肥厚
(潜伏期間30～40年程度)

アスベストが原因で病気になった場合の補償・救済制度

※アスベストが原因の病気になっていなくても、過去にアスベストに関する職歴がある場合などは、年に2回無料で健康診断を受診できる「石綿健康管理手帳」の交付を受けられる場合があります。お近くの都道府県労働局へご相談ください。

あなた(または亡くなったご家族)は、仕事で石綿を取り扱ったことがありますか？

はい

いいえ

あなた(または亡くなったご家族)は、労働者※または労災保険の特別加入者ですか？

はい

いいえ

※労働者とは「職業の種類を問わず、事業に使用され、賃金を支払われる者」をいい、アルバイトやパートタイマーなどの雇用形態は問いません。

労災保険制度による「**労災保険給付**」または

石綿健康被害救済制度による「**特別遺族給付金**」

(労災保険の遺族補償給付の請求権を5年の時効により失った場合)

を受けられる場合があります。

お近くの労働基準監督署または
都道府県労働局にご相談ください

労災保険相談ダイヤル

0570-006031



所在地一覧

<https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>

※ご利用にあたっては、通話料がかかります。(全国一律料金)

※労災保険給付などに関する一般的な質問についても受け付けています。

監督署

検索

独立行政法人
ERCA 環境再生保全機構 にご相談ください

アスベスト
石綿救済相談ダイヤル

0120-389-931



電話
無料

<https://www.erca.go.jp/asbestos/931/>

アスベスト石綿救済

検索

申請受付件数の推移

申請受付件数

